

市町村地域防災計画の修正に関する意見の専決処分について

市町村地域防災計画の修正に関する岩手県防災会議の意見について、岩手県防災会議運営規程第3条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので報告します。

1 平成31年4月から令和2年3月までの間に、災害対策基本法第42条第5項の規定による報告のあった市町村及び専決処分日〔7市6町 13件〕

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 宮古市 | 令和元年9月9日 |
| (2) 山田町 | 令和元年9月11日 |
| (3) 陸前高田市 | 令和元年9月18日 |
| (4) 北上市 | 令和元年10月1日 |
| (5) 久慈市 | 令和元年10月3日 |
| (6) 大槌町 | 令和元年10月3日 |
| (7) 岩泉町 | 令和元年10月3日 |
| (8) 花巻市 | 令和元年10月7日 |
| (9) 岩手町 | 令和元年10月7日 |
| (10) 西和賀町 | 令和元年12月16日 |
| (11) 盛岡市 | 令和2年2月5日 |
| (12) 遠野市 | 令和2年2月17日 |
| (13) 矢巾町 | 令和2年2月17日 |

2 報告のあった地域防災計画の主な修正事項（各市町村共通）

上記市町村においては、下記の内容を踏まえて、地域の実情に応じた修正が行われているもの。

(1) 平成28年度における岩手県地域防災計画の修正内容を踏まえた修正

ア 平成28年度における防災基本計画の修正内容を踏まえた修正

- ・ 避難場所を近隣市町村に設けることに係る規定
- ・ 避難場所への誘導標識を設置する場合における、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号の使用に係る規定

イ 平成28年台風第10号災害を踏まえた見直し

- ・ 災害の発生が予測される場合には、災害の発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行することとした規定
- ・ 本部長を補佐し、災害応急対策を円滑に行うための組織を設置することとした規定
- ・ 要配慮者を対象とした訓練を、自治会、自主防災組織、消防団等と連携して実施することとした規定
- ・ 要配慮者利用施設の管理者に対し、避難勧告等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備することとした規定
- ・ 避難準備情報等の名称変更に係る規定

ウ 平成28年熊本地震の教訓を踏まえた見直し

- ・ 福祉避難所の設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努めることとした規定
- ・ 車中泊など避難所以外の場所にいる避難者を早期に把握し、必要な支援等を受け取ることでできる体制の整備を図ることとした規定

(2) 平成29年度における岩手県地域防災計画の修正内容を踏まえた修正

ア 平成29年度における防災基本計画の修正内容を踏まえた修正

- ・ 避難行動要支援者名簿情報の適切な管理に係る規定
- ・ 罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に係る規定
- ・ 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成状況や避難訓練の実施状況について定期的に確認するよう努めることとした規定
- ・ 避難計画の作成にあたっては外国人のニーズに応じた情報伝達の実環境整備等を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮することとした規定

イ 県の防災施策を踏まえた見直し

(ア) 岩手山火山避難計画の策定を踏まえた見直し

- ・ 観光団体や避難促進施設は観光客や施設利用者への周知や避難誘導を担うこととした規定
- ・ 岩手山噴火警戒レベル見直しに係る規定
- ・ 登山者等の避難誘導に当たっては観光団体等と連携して実施することとした規定
- ・ 関係機関の車両待機場所について検討することとした規定
- ・ 風評被害防止対策に係る規定

(イ) ドローンによる被害情報の収集に係る見直し

- ・ 関係機関や協定先の協力を得ながら、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努めることとした規定

(ウ) 緊急輸送道路に係る見直し

- ・ 広域防災拠点や県庁舎代替施設等の防災拠点、三陸縦貫自動車道等の整備によるインターチェンジ等の交通拠点等を追加で指定した規定

(3) 平成30年度における岩手県地域防災計画の修正内容を踏まえた修正

平成30年度における防災基本計画の修正内容を踏まえた修正

- ・ 要配慮者利用施設による避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化を規定
- ・ 水予報河川・水位周知河川以外の河川に係る市町村による避難勧告発令基準を設定
- ・ 土砂・流木による危険性が高い中小河川における透過型砂防堰堤や流木被害が発生するおそれのある森林における流木捕捉式治山ダムの設置等の対策強化を規定

- ・ 国・県等が組織し、ハードソフト対策を総合的一体的に推進する大規模氾濫減災協議会の創設を規定
- ・ 道路ネットワーク全体としての機能への影響を最小化するための措置を具体化（予防的な通行規制、タイムライン策定、資機材の整備等による道路交通の確保）
- ・ 地方公共団体等による応援協定等について、実効性確保の重要性を理念として明確化
- ・ 救助を実施する国の指定を受けた政令指定都市と都道府県による連絡調整の実施を規定